

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法が 適用された市区町村に対する特例措置について

災害救助法適用地域内の被害に遭われた共済契約者及び被共済者の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

建退共では被害に遭われた共済契約者及び被共済者の皆様方に対し、各種手続の必要が生じた場合は、できる限りの範囲において速やかに対応できるよう特例措置を講じております。

- 共済手帳の紛失および損傷
- 共済証紙の紛失および損傷
- 退職金請求書に関する事(共済手帳の紛失および損傷等)

等がございましたら、建退共長崎県支部までお問い合わせください。

◎災害救助法が適用された市町

長崎県	○雲仙市 ○南島原市	法適用日
		8月12日

特例措置に係る様式等はこちらからダウンロードできます。



<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/osirase/osirase1.html>